

デービッド G. カービー著
『20世紀のフィンランド』(7)

David G. Kirby
Finland in the Twentieth Century (7)

坂 上 宏 訳

第5章 危機と復興1929年～1939年

その黒い翼を広げた時代の精神が、
ここを飛んでいる。南風とともに。
もしその姿がよく知られているとすれば、
農夫の上着を肩にひっかけているからだ。
もし法律でこぶしを振り上げるような、
権力がそうしたやり方をするならば、
歌う時がやってきたのだ。

祖国の人たちよ、安らかに眠れ！

ウーノ・カイラス『寒い春の国』1932年
(Uno Kailas, *Kylmän kevään maa*)

青一黒から‘赤一土’ (Red Earth) へ^①

1929年11月27日、フィンランド大統領は、その日記に次のように記した。

新聞各紙は、ラプア (Lapua) からのニュース記事を掲載している。同地の保守的な住民は、赤いシャツを着て、赤いスカーフを巻いた共産党の青年たちに腹を立てていた。—— 彼らは、ソヴィエトロシアの標章をこれ見よがしに掲げてさえいた。—— 彼らは、この前の日曜日に共産党の祭典を祝うために、ラプアの町になだれ込んだが、身体に

暴力を受け、彼らの赤シャツは引き裂かれた。そうしたことが法治社会で起きたということは、もちろん残念なことだ。しかし他方で十分に理解できるのは、—— ラプアの人たちがその行動によって、le Bon の言葉を用いて、死者たちの意志に従っていることである。^{1)②}

このラプアでの出来事に関するレランデル大統領 (Lauri Kristian Relander) の論評は、一般的に言って保守側の感情をよくあらわしている。ラプア事件は、どちらかと言えばそれ自体たいして意味のあるものではないが、内戦の第二の局面とでも呼べるかもしれないものを切り開いたのであり、保守フィンランドを苦しめた共産主義の脅威に関わる諸問題について最終的に決着をつけたのであった。この事件は、フィンランドの政治的、経済的危機が深刻になった頃に発生した。そしてラプアにおける騒動が、このラプア運動というものを生み出したことは疑いがない。この運動は、不平不満に基づいて増幅されていったのである。たとえこの運動が、そうした不平不満に乗じることはなかったにしてもである。ラプア運動は、一つの治療薬というよりはむしろ若いフィンランド共和国の病氣

の症状であったのである。^③

公に宣言された‘ラプア人’ (men of Lapua) の任務は、フィンランドにおける共産主義を根絶することであった。彼らが使用した方法は、法治社会においては‘残念なもの’であったけれども、その目的については、すべての非社会主義政党で広く支持されたのである。共産党は、フィンランドでは非合法組織になった。1920年代には、共産主義者や左翼活動家のうちで多くの人たちが、逮捕され投獄された。けれどもこうした左翼勢力に対する不断の警察活動と摘発をもってしても、フィンランドの保守社会につきまといつてきた亡霊を葬り去ることはできなかったのである。1928年に「コミンテルン」は、資本主義の来たるべき崩壊を予想して、全力をあげて攻勢に出るよう加盟諸政党に命令を下した。フィンランドでは、ほかの国と同様にこうした動きは、惨憺たる失敗に終わった。それどころかこの命令は、共産主義をことごとく粉砕すべし、というレランデルのような保守派の多くの人たちの決意を、一段と強いものにするのに確かに寄与したのである。

1929年におけるフィンランド共産党の運動は、それ以前の10年間のいかなる時期よりも、既存の秩序に対する脅威はおそらく小さいものであっただろう。国外に亡命していた共産党の指導者たちは、依然として見解の相違を解消していなかった。^④ 一方フィンランドで共産党の活動を統率していた者たちは、亡命した党指導者たちのみならずフィンランド警察の両方によって、突然押し付けられた曲解や要求に対処するには、弱輩で未熟であったし、準備不足であった。1928年までにフィンランド警察は、共産党の地下組織に潜入することに成功した。さらに共産党活動の合法的な諸組織に対しても、何度か打

撃を加えたのである。フィンランドに拠点を置いていた共産党の主要人物の多くが、国外に亡命した共産党党员たち (émigrés) に反発し始めるようになった。そして1929年には、公然と対立するようになる。1927年から1929年にかけての鉄鋼産業と港湾施設における労働争議は、延々と長びいたものの、労働者側は結局勝利を得ることができなかった。その上労働組合の資金まで使い果たしてしまったのである。^⑤ にもかかわらず共産党に牛耳られていた「フィンランド労働組合」(S. A. J.) は、モスクワの指令によって急進路線へ揺れ動こうとした。この姿勢は、「ストラスブルターゼ」の中で詳しく説明されている。^⑥ ところで S. A. J. 内の社会主義少数派は、1926年に S. A. J. から離脱すると脅しをかけていたのであったが、彼らは1928年になると、コペンハーゲンにおいてフィンランド、ノルウェーそしてソ連のそれぞれの労働組合の代表者のあいだで結ばれた協定を承認することを拒否した。^⑦ なぜならフィンランドの社会主義者たちは、S. A. J. が「プロフィンテルン」(Profintern、共産主義労働組合インターナショナル) に、より緊密に縛り付けられるのではないかと恐れていたからである。この協定は、1929年5月の S. A. J. 大会で承認されなかったけれども、S. A. J. の共産主義多数派は、社会主義者たちが S. A. J. から脱退することもやむを得ないと感じたほど、妥協の余地のないやり方でふるまっていたのである。^⑧ 結局 S. A. J. は、1930年7月に警察から摘発を受けたために非合法化されたのであった。S. A. J. の社会主義者たちは、新しい改革主義的な中央労働組合組織「フィンランド労働組合中央連盟」(Suomen Ammattiyhdistysten-Keskusliitto (S. A. K.)) をようやく設立することができた

けれども、1930年末の S. A. K. の加入者数は、1929年末の S. A. J. の加入者90,000人と比較して、ほんの15,000人に過ぎなかったのである。少数の労働者が説得されて、反共産党の‘腰抜け’ (yellow) 労働組合に加入したけれども、大多数の労働者は労働組合主義に背を向けただけであった。

S. A. J. 大会において共産党員たちは、コペンハーゲン協定を無理やりにでも承認させようとしたができなかった。そして8月1日に招集された‘Red day’デモは、大失敗に終わった。さらにタンミサーリ (Tammisaari) の刑務所で起きたハンガーストライキを支援するために、1929年11月にゼネストが招集されたが、これも全くの失敗であった。これらのことは、1929年におけるフィンランドの共産党勢力による運動の弱体ぶりをはっきりと示したのである。^⑤ とは言っても共産党勢力は、依然として声高に騒いでいた。すでに1929年春の国会選挙で共産党勢力は、23議席を取り戻していた。^⑥ そして彼らは政府を苦しめようと、あらゆる機会を利用したのである。12月3日カッリオ内閣 (Kyösti Kallio) は、逆襲に転じた。ラプア事件に関するある共産党員の議会質問が、ブルジョワ多数派による反共産主義連帯のデモをもたらした。ブルジョワ多数派は、既存の秩序に敵対する組織は、いかなるものであっても暫定的に活動を停止させる権限を内務大臣に与えるという政府の政策に賛成していたのであった。実際のところこれは、カッリオ内閣が提出した最初の反共産主義政策ではなかった。すでに同内閣は、1929年秋に共産党の新聞を差し止めようとしていたのである。^⑦ 港湾ストライキ (1928年6月～1929年4月) が、こうした保守勢力と共産主義勢力の対決の輪郭を形成するのを助長した、

ということはほぼ疑いがないだろう。多くの新しい反共産主義団体が設立されていた。そして国内の共産主義の脅威に立ち向かうために、内戦の主だった英雄たちが、1923年に「フィンランド自警連盟」 (Suomen Suojelusliitto) を設立したのである。すでにこの自警連盟は、ラプアで事件が起きる前に、反共産主義を掲げた集会の組織化に着手していたのであった。^⑧

共産党青年運動は、ラプアを集会の場所を選んだ。しかし彼らにとってラプアは、むしろ不運な土地であった。ラプアは、オストロボスニア地方における敬虔派 (Pietist) の中核地域の中にあつた。そもそもオストロボスニア地方は、保守勢力 (Whites) がロシアに対する解放戦争を開始したところであり、「ヴィエンティラウハ」 (Vientirauha) というスト破りの組織の諸活動のための人員を募集するにあたって、中心となった地であった。そしてこの組織の指導者の一部は、ラプア運動にも深く関わっていたのである。^⑨ ところで共産主義を信奉する青年たちは、ラプアという信仰心の厚い小さな町の中を、日曜日に赤いシャツを着て、赤い旗を持って、これ見よがしに行進した。これは、ただ単に非常におろかな挑発行動というものだけではなく、つまりこの行動は、重大な政治的誤りでもあったのである。神聖な保守側の領域に、凶々しくもあえて足を踏み入れた無神論者で不誠実な共産主義の青年に対して、天罰を下そうとする、憤慨した様子の、そして誠実で信心深い高潔な農民という構図は、反共産主義運動にとってすばらしい宣伝を提供したのである。‘ラプアの掟’ (Law of Lapua) というものは、あらゆる可能な手段を用いて、共産主義の禍いからフィンランドを守るということを意図した、抽象的で本質的なところは粗野な概念

であるのだが、これは、1929年から30年にかけての冬のあいだを通して開かれた数多くの集会や会合の時に使われたスローガンであった。これらの集会は、外観は自発的な大衆運動の体裁をとっていたけれども、実際は右翼分子によって慎重に仕組まれたものであった。このようにラプア運動は、計画的なものであったのだが、他方で内部の嫉妬や他人を出し抜こうとする動きが、この運動を指揮する真に強力な中心的存在の委員会の出現を阻んだように思える。

ラプア運動に対するフィンランド政府の反応は、優柔不断であり弱腰であった。レランデル大統領は、この運動の諸目的に共感の意を公然と示した。一方でカッリオ首相は、レランデル大統領よりも法律を文面通り遵守することに配慮していた。^④ しかし彼は、すでにラプア事件以前に、フィンランドにおける共産党の合法的活動の息の根を止めることを狙った法制化に乗り出していたのである。ところで報道統制をさらに強めるといふ政府提案は、1930年3月に社民党、共産党、そしてスウェーデン人民党の反対にあってその実現を阻まれた。この動きに対してラプア運動側は、ヴァーサ (Vaasa) という都市で発行されている共産党系新聞の印刷機をぶち壊すことで応じたのである。地元の自警団員や警察官が、こうした行動の計画や実行に関与していた。この破壊行動の加害者たちは、うわべだけは取り繕って警察に自首していた。しかし彼らの裁判は、暴力活動の新しい局面の始まりを刻印したのである。印刷機の破壊行為の責任を追及した共産党の弁護士は、暴徒に拘束され、さんざん暴行を受けたあげく、再びこの地域に足を踏み入れるなど警告を受けてヴァーサ地方から追い出されたのであった。ラプア運動は、当該の共産党系新聞が再発行されること

は我慢ならないと表明した。かくして1930年6月15日に政府は、すべての共産党系新聞の発行や法的根拠を持たない活動を禁止したのであった。またレランデル大統領は、カッリオ首相に対して次のことを伝えた。それは、スヴィンヒューヴド (Pehr Evind Svinhufvud) により広範な基礎の内閣を編成させるために、まず最初にカッリオが適当な時期に首相を辞任すべきである、ということである。スヴィンヒューヴドは、1918年内戦における保守側の英雄であった。彼は、フィンランドが独立した共和国となって最初の10年間のうちに、実質的に公職から引退していた。しかし彼は、1930年の6月にラプアを訪れ、ラプア運動の愛国的精神を賞賛し、同時に同運動の指導者たちに対して、自分が組閣を行うと約束したのである。スヴィンヒューヴドは、当時国会議員でもなければ、大統領から組閣の要請を受けていたわけでもなかった。にもかかわらず彼は、カッリオがまだ首相の任にあった中で、公然と閣僚の選出を始めたのであった。7月1日にカッリオ内閣は、共産主義を非合法化することを狙いとする一連の法案を国会へ提出した。そしてカッリオは、この問題で国会の信任票を受けていたにもかかわらず、翌2日に首相を辞任して、スヴィンヒューヴドに道を譲ったのである。すでにスヴィンヒューヴドは、ラプア運動の指導者であるコソラ (Vihtori Kosola) とカレス (Kaarlo Kares) に、2つの閣僚ポストを提示していた。しかし彼らは最終段階で辞退したため、この結果スヴィンヒューヴド内閣は、すべての非社会主義政党所属の閣僚から構成されることになったのである。^⑤

ラプア運動は、フィンランドにおける共産党の合法的諸活動の排除について、政府に取り組みせることに確かに成功したのであった。にも

かかわらず暴力的手段に訴えるというラプア運動の方針は、撤回されなかったのである。1930年6月3日に国会憲法委員会の共産党系の委員2人が、委員会審議中にラプア運動の支援者によって身柄を拘束され、国会の建物から拉致されてしまった。^⑤ こうした動きに応じて政府は、反逆を企てたという名目で、共産党系の国会議員全員を逮捕した。この政府の施策をもってしても、ラプア運動がヘルシンキで、‘農民たち’の堂々たる行進を執り行うことを抑えられなかったのである。— ヘルシンキへ向かう農民たちのために、運輸大臣が鉄道の安価な遊覧団体料金を設定していた。— あるいは社民党所属の国会議長の誘拐を防げなかったのである。^⑥ この犯行は、来るべき国会選挙には共産党の参加を完全に禁止する命令を政府に出させようとすることを意図したものであった。一連の反共法案を即時発布するためには、憲法の修正条項が要求する国会議員6分の5の賛成が必要であった。しかしその要件を満たすことができなかった。それゆえこの後政府は、国会選挙を布告したのである。

暴力活動のうねりは、1930年の夏のあいだずっと続いた。共産党のみならず社民党の政治家、職員、そして支援者が襲撃され、いくつかの場合殺害されたのであった。ラプア運動お気に入りのやり方は、不運にして誘拐された被害者をソ連国境を越えて投げ捨ててくることであった。1930年10月14日に前大統領のストールベリ夫妻(Kaarlo Juho Ståhlberg)が、自宅の外で拘束され、無理やりフィンランド・ソ連国境まで連れてこられた。そして彼らは、東部フィンランドの都市ヨensuu (Joensuu) で、置き去りにされたのである。そもそもストールベリは、ラプア運動の不当な暴力を公然と非難していた

のであったが、そのため同運動側の怒りを買っていた。彼を拘束せよとの命令は、フィンランド軍参謀長のヴァッレニウス少将 (Kurt Martti Wallenius) から発せられたものであった。ところがこのような常軌を逸した行為は、ラプア運動に対する深刻な痛手となったのである。国民連合党や農民連盟のメンバーの多くが、以前からこの運動を支持していたのだが、すでに彼らは、この運動との関係を断ち切り始めていた。^⑦ なぜならばラプア運動が、フィンランドの議会制度全体を転覆させようとするかなり大きな意図を抱いているように見えたからである。1930年10月の選挙で政府は、国会の3分の2の過半数を獲得することに成功した。そのため政府は、11月になって反共関連諸法案を押し通すことができたのである。共産主義を事実上粉砕してしまったので、大多数のブルジョワ政治家をそれ以上扇動するための理由は、もはや存在しないように思えた。1930年の夏に政府は、国会の権限を縮小することを狙った諸提案をいじくっていたけれども、^⑧ 1920年代末期の絶え間のない政府危機によって引き起こされた不平不満や幻滅にもかかわらず、主要政党— 国民連合党内部のある分子はおそらく例外であろう— が、フィンランドの政体に、どのような形であっても根本的な外科手術を施すことに賛成したことを思わせる証拠はないのである。なぜならリントラ (M. Rintala) が指摘したように、当時のフィンランドにおける主要な政界人の大部分が、民主主義を標榜する国会の運命と密接に関わっていたからであった。例えばスヴィンビューヴドは、国会の特権を守るために、投獄や流刑生活も耐え忍んだのである。^⑨ ブルジョワ政治家たちが制限しようとしたのは、民主主義制度それ自体というよりも、むしろ共産党に

よる民主主義制度の悪用であったのである。

リントラは、次のことを指摘した。それは、ロシア支配の最後の段階で、政治的に成熟した状態に到達した若い世代は、旧世代よりも議会の諸制度や手続きに対してあまり執着しなかったということである。こうした‘アクティヴィスト’ (activist) 世代の人たちの経験を形成したものは、第一次世界大戦 (Great War)、「イエーガー隊」 (Jäger)、そしてフィンランド独立のための戦いであった。これらの経験を通じて、戦友関係の強力な紐帯が作り出されていったのであり、そして民族的エトス (ethos) といったものが生み出されていったのである。²⁾ 独立して最初の10年間は、フィンランドの独立のために精力的に戦った人々にとって、幻滅のようなものを感じた時期であった。それは、「イタリア統一運動」 (Risorgimento) の英雄たちを疎外した改革主義の時代と同じようなものであった。³⁾ 「タルトゥ講和交渉」の場で、フィンランド政府がカレリア人の諸権利を守ることに失敗したこと、⁴⁾ 共産党の扇動活動が引き続き行われたこと、そして右翼勢力が見なしたような政府の‘軟弱さ’ といったことが、不満を増幅させた。右翼勢力は、政府が、内戦に参加した赤衛軍の人たちに政治的恩赦を与えたことや彼らの処遇についても、政府が軟弱だと見ていたのである。⁵⁾ また1921年に発生したソヴィエトカレリアにおける蜂起に対して、当時のヴェンノラ中道内閣 (Juho Heikki Venonola) が、フィンランドとして積極的に支援をしなかったために、同内閣は、民族主義者から大きく糾弾されたのであった。⁶⁾

1922年2月にヘッキ・リタヴオリ内務大臣 (Heikki Ritavuori) は、右翼のある狂信的人物によって暗殺された。リタヴオリのカレリア

避難民に対する厳しい処遇が、怒りを買っていたのである。⁷⁾ リタヴオリの殺害によって、国内の激しい対立の時期は頂点に達した。そうした対立の中で、「自警団」 (Suojeluskunta) によるクーデタ計画の噂も流れていたのである。⁸⁾ この100,000人に及ぶ強力な準軍事組織について国家の内部における立場は、もともと満足のいくほど明確に定められていなかった。⁹⁾ 自警団のヘルシンキ地区の司令官が、新聞に政府の対外政策を批判する記事を書いたので、ストールベリ大統領は、彼を更迭しようとした。それでストールベリは、危機的状況を惹起させたのである。自警団首脳の会合では、解任された最高司令官を元の地位へ復帰させること (ストールベリは、この最高司令官についても辞職を強いた)、あるいは代わりにマンネルヘイム (Carl Gustaf Emil Mannerheim) をその地位に据えるべきだという要求がなされた。ストールベリは、自分の立場を曲げることはなく、マンネルヘイムに関わる要求を受け入れることを拒絶したのである。自警団を大統領の直接的な指揮下に置くことを定めた法律も制定された。この法制化にもかかわらず、依然として自警団は、潜在的に危険な武力集団のままであった。¹⁰⁾ 特にストールベリの後継者が、この団体の擁護者であったため、彼がストールベリ同様に、さらなる困難な事態を惹起しかねない強硬な行動を自警団に対してとるなどということはあるそうにもなかったのである。¹¹⁾ 1930年には自警団のメンバーが、ラプア事件に触発された多くの騒動に関与したにもかかわらず、レランデル大統領は、この団体を一掃するための施策を講じなかった。元イエーガー隊員で、1921年から1944年まで自警団の最高司令官を務めたラウリ・マルムベリ (Lauri Malmberg) は、今にもクー

デタが勃発しそうだという噂のまっただ中で実施された1931年の大統領選挙で、重大な役割を演じた。この選挙では、農民連盟のカッリオ支持派が3回目の投票でストールベリ支持に乗り換えるならば、あたかもストールベリのスヴィンヒューヴドに対する勝利は、約束されたかのように思えた。マルムベリは、農民連盟の大統領選挙人団委員長ニウツカネン (Juho Niukkanen) に電話をかけ、もしストールベリが大統領に当選したならば、彼の命令を守る保証はできないと警告した。さらに右翼系の新聞『アクティヴィスティ』(Aktivistit) は、万一ストールベリが大統領に選出されるようなことになれば、ほぼ公然と暗殺をそそのかすような記事をすでに書いていた。さらに後になって、農民連盟の大統領選挙人団における最後のストールベリ支持者は、次のことを告げられたため、その立場を変えざるを得なくなったことを明らかにした。それは、もしスヴィンヒューヴドが大統領に選出されなければ、武装したラプアの間人が、首都ヘルシンキをすぐにでも大々的な流血の事態に至らしめるであろうということである。⁹⁸

国民による選挙人選出の選挙では、スヴィンヒューヴドを支持する選挙人団は、全投票のうちで21.6%を獲得したにすぎなかった。社民党の選挙人団は30.2%、ストールベリ支持の選挙人団は17.7% (これは、彼の出身政党国民進歩党が、1930年の国会選挙で獲得できたものよりも、はるかに高い得票率であった)、そしてカッリオ支持は20%だった。農民連盟支持者は、レランデルよりもカッリオを選んだ。なぜならば彼らは、レランデルがラプア運動に対して寛容すぎると見なしていたからであった。換言すればフィンランドの有権者の大多数が、ラプア運

動の過激化に対してははっきりと反対する候補者あるいは政党に票を入れたのである。⁹⁹

スヴィンヒューヴドの僅差での当選は、右翼や反共産主義勢力にとって大勝利と言うべきものであったが、それは同時に、法と秩序を重視する保守勢力にとっても勝利であった。共産主義の弾圧を成し遂げて、いよいよブルジョワ諸政党は、ラプア運動の過激化を抑え込むことに乗り出していくのである。そして結局1932年3月にラプア運動は、そのあらん限りの力を使い果たしたのであった。すでに1931年11月のタンペレ綱領の中でラプア運動は、その要求の範囲を拡大させ、国会議員の比例代表制を一人区の選挙区制へ変更、高率の保護関税、労働組合活動の抑制、そして社民党の非合法化を要求していた。いまやラプア運動の諸活動は、社民党に対しても敵対するものになったのである。さて1932年2月末に、ヘルシンキの北およそ30マイルに位置する小さな町マンツァラ (Mäntsälä) で、社民党のある国会議員が集会で演説するのを暴徒が妨害しようとした。この群衆は、警察の解散命令に従うことを拒絶し、そして発砲したのである。この翌日には、全国のラプア運動の拠点から、援助と増援部隊の派遣の約束がなされた。2月29日にラプア運動の指導部は、この反乱を起こした民衆への支持を決定した。3月2日に反乱勢力は、マンネルヘイムの親友ヴァルデン大将 (Rudolf Walden) を首班とする新内閣の成立を要求した。一方政府は、非常事態措置を発動し、軍隊を使ってマンツァラを孤立させた。スヴィンヒューヴドは、ラジオを通して反乱勢力に次のように演説した。それは彼らに自宅へ戻るように訴えるとともに、自警団部隊がヴァッレニウス少将の指揮下に入ることを禁ずるというものであった。ヴァッレニウス

は、この反乱を指揮する任務を引き継いでいたのである。自警団に所属する人間の多くがこの反乱に加わっていたが、自警団の指導部は参加していなかった。また軍は、政府に対する忠誠を終始尽くしていた。結局反乱者たちは孤立し、望みも断たれ、3月5日から6日にかけて降伏したのであった。⁹⁸

反乱者に課せられた処罰は、驚くほど軽いものであることが明らかになった。わずかに10人の首謀者が、短い有期刑を受けただけであった。そして反乱を起こした一般の人々は、その罪を許されたのである。⁹⁹ 自警団は、この反乱に対してかなり妥協的な態度をとっていたけれども、大きな追放は免れた。例えばマルムベリの場合、反乱に対する彼の態度は、いくぶんあいまいなものであったけれども、自警団の最高司令官としての職にとどまることを許された。他方で知事や内務大臣は、1932年夏にその職を解任されてしまった。彼らの断固たる処置が、反乱の拡散を防いだのは確かであったのだが。ところでラプア運動の組織は非合法化されたけれども、新たな外観を装って、ほとんど時を置かずに再び登場した。マンツアラの反乱の3週間後、様々な右翼の人物から成るグループが——スヴィンヒューヴドその人も含まれていた——会合を開いた。それは、ラプア運動の諸目的を合法的手段を使って継続させることについて、議論するためであった。そして4月10日に、新しい‘保守戦線’ (White front) 政党「愛国人民運動」 *Isänmaallinen Kansanliike* (I.K.L.) がラプアの精神に則って創立されたのであった。

I.K.L.は、すぐにファシズムでその身を装うようになった。そうするとI.K.L.は、右翼の政治家の支持のみならず、ラプア運動が明らかに享受した大衆の支持の多くも失ってしまったの

である。I.K.L.は高学歴階級の政党であり、「カレリア学徒会」の中で多くの支持を得ていた。しかし労働者階級の支持を勝ち取ることに失敗し、かつまた独立自営農民のあいだでも目ざましい前進を果たすことができなかった。ファシスト運動というものは、不平不満の上にはびこるものである。しかしフィンランドの場合、共産主義に対する恐怖ということは別にして、ファシズムを養い育てるようなものは、ほとんどなかった。I.K.L.の反スウェーデン人的立場というものは、唯一フィンランド人系民族主義者エリートにアピールしただけであった。実際のところスウェーデン人系少数派は、人種的中傷の対象としてはふさわしくなかったのである。国内に居住していたユダヤ人は少数であったので、反ユダヤ人主義 (Anti-semitism) が、フィンランドにおけるファシズムの最初の一步とはなりえなかった。当時のフィンランドには、小農のような経済的に弱体化した集団が存在していたけれども、I. K. L. は彼らの不満を解消することができなかった。I. K. L. にはカリスマ的指導者がいなかった。その反スウェーデン人的姿勢は、強力な指導力を発揮したであろう唯一の人物マンネルヘイムを遠ざけてしまったのである。彼は、I. K. L. にとってよそよそしく冷淡な人物とってよかった。ヴィフトリ・コソラは、自分がラプアの屈強な男だと演出していたが、実際はみじめでますますやっかいな酔っ払いだった。そしてI.K.L.の指導者は、国民連合党の首脳よりやや若いくらいであり、右翼色が少し濃かっただけにすぎなかったのである。⁹⁹

結局のところラプア運動というものは、せいぜい世間に広く行き渡っていたブルジョワ的感情の暴力的な表現といった程度のものでしかなかった。とはいえラプア運動は、それ自体少な

からぬ政治的影響力を行使することができたのである。ラプア運動が反共産主義という限度をだんだんと超えてきた時、ブルジョワ側の政治的見解は、現体制の支持ということに結集しつつあった。この場合農民連盟の役割は、おそらく左右を決するものであっただろう。ラプア運動が起きて最初の数ヶ月は、農民連盟はこの運動に公然と賛成していた。また農民連盟から何人かは、ラプア運動の中で指導的役割を果たした者も出た。しかし1932年までに農民連盟は、議会制度を守るために他の中道や左翼勢力と提携するようになっていたのである。カレラ (J. Kalela) は、次のことを指摘して、経済的見地から農民連盟の政策転換について説明しようと試みている。それはもともと農民連盟が、右翼勢力と手を組んだのは、自給自足を目標とする農業政策を何としてでも実現するためであったのだが、しかし農業を営む資金が危機的状態にあることを考慮に入れて、自分たちの立場を再評価しなければならないことに農民連盟は気づいたということである。農家は、いよいよ負債を返済することができなくなり、あるいは資金を増やすことが不可能になっていった。その結果として、自分たちの農地の強制的売却、あるいは財産の差し押さえという事態を招いたのである。1931年冬に小農のあいだで、‘危機’に抗議する運動が持ち上がった。それは、連立与党として政府の緊縮財政政策に対する責任を負っていた農民連盟が享受していた地方の支持基盤を侵食しかねないものであった。この事態の結末として、1932年末に農民連盟は、政府から離脱することになり、政治的孤立状態に至ったのであった。その理由は、小農の抗議運動が主唱し、農民連盟が採択した金融リフレーション政策について、他のブルジョワ諸政党が支持する

ことに同意しなかったからである。³⁾

1929年から32年にかけての政治的危機について、カレラがその経済的背景に注目したのは正しい。しかし彼には、農民連盟内部の派閥争い (レランデルの日記の中で、詳細に記録されている)、⁴⁾ そしてラプア運動の多くの支持者たちを結局のところ運動から離反させることになった法や秩序を断固として尊重する姿勢、といったような純然たる政治的局面を無視する傾向があった。さらにカレラは、ラプア運動が慎重に組織された‘自発的な大衆運動’であって、強力な資本家勢力によって支配されていたと見ている。そして彼は、右翼政権が共産主義の弾圧を成し遂げるとともに、‘まともな’部類の経済政策で労働組合の弱体化を実現させると、そうした資本家勢力は、次第にラプアから引き揚げていった、と考えていた。またハンプデン・ジャクソン (J. Hampden Jackson) は、1930年代末期の著作で、ラプア運動が本質的には、‘フィンランドにファシスト独裁の形態を打ち立てることを目指した特定の資本家勢力による一つの陰謀’であって、ブルジョワの協同組合運動や木材輸出業者、そして民間銀行によって資金提供されていたと述べた。⁴⁾ ラプア運動と同時代のこの観察者は、ラプア運動に格好な動機を提供したフィンランドに固有な3つの要因を正確に指摘した。それは民族的な敵とイデオロギー的な敵がごく近いものであったこと、聖職者が熱烈な民族主義者であり、好戦的な反共産主義者であったこと、そして不況によって打撃を受けた小農は、他の生産者よりも深刻な窮地に立たされたことである。さらにアラプロ (R. Alapuro) は、ラプア運動の発展に関する主な要因が、農業の危機的状況であると考えたのであったが、しかしながら彼は、フィンラン

下の農民と東欧の農民のあいだには、基本的な違いがあることを強調した。すなわちフィンランドの農民は、市場経済の範囲内でそして市場経済のために労働するのであり、議会制民主主義が機能していく上で必要不可欠で伝統的な要素であった。かたや東欧の農民は、因襲や経済的後進性に縛りつけられて身動きがとれなくなっていたのである。1929年から32年の危機の時期には、フィンランドの小農のあいだでは反資本主義が底流において優勢であったけれども、結局のところフィンランドの農民は、東欧の農民と違って、ファシズムに傾倒することはありませんでした。そして同様にフィンランドの農民は、‘人民’とのきずなを形成しようとするカレリア学徒会の様々な努力に対しても反応が鈍かった。愛国心の強い農民は、1928年に始まった経済的危機に深刻な打撃を被った。そしてそうした農民は、共産主義者がフィンランドの木材輸出産業を麻痺させようと陰謀をめぐらしていると見ており、このことに怒りを抱いていた。こうした状況の中で彼らは、最初からラプア運動に結集していたのであった。しかしラプア運動に対する大衆の支持は、1932年のうちに早くも下火になってしまった。そしてエリート意識が強く、ファシズムを信奉している I. K. L. は、小農や中農の支持を確保することができなかったのである。

1920年代末に世界の工業国家に影響を与えた経済危機は、フィンランドの場合若干早めに訪れた。大量に木材を輸出するすべての国家が、1925年から1927年までのあいだに木材生産をかつてないほど大幅に増やしたので、木材市場は供給過剰になった。このため木材価格は、世界的に下落したのである。1928年5月に「フィンランド製材協会」(Finnish Sawmill Associa-

tion) は、木材生産の10%制限を承諾した。木材輸出は、フィンランド経済の死命を決するほど重要なものであったので、価格低下や生産削減は、立ち木の伐採や製材によって得ていた農民の収入減少、国内購買力の全体的な縮小、そして年間の工業総生産額の下落という影響が生じることになったのである。失業は、1932年初頭に概算で92,000人のピークに達した。短期融資のかなり厳しい条件に対して、返済の余裕のなかった小自作農は、自分たちの農地を売り払うことを余儀なくされた。また零細企業の多くが破産したのである。それでもフィンランド経済は、他の多くの国々よりも早く回復することができた。米ドルの切り下げの結果として、西欧諸国で卸売物価が上昇した時、フィンランドにおける物価上昇は、他の国々よりもさほど目立ったものではなかった。フィンランドでは、1931年から32年に最大の物価高騰をすでに経験していたのである。その上フィンランドマルク(マルッカ)の対外的な貨幣価値が、国内的な貨幣価値より下回ったため、これがフィンランドの輸出競争力をさらに高めるのに役立った。それとともにフィンランドは、関税を強化し、輸入を抑制したのである。実際フィンランドは、1930年から36年にかけて好ましい貿易収支を享受することができたのであり、貿易収支の累積黒字に伴い、対外債務を償還することができた。それによりフィンランドは、債務を完済した国家という良い評価をアメリカで獲得したのである。さらにフィンランドは、イギリスに次いでまもなく金本位制から離脱した。このためイギリス市場で、その競争力を保持できたのである。イギリスにおける建築資材の需要は、フィンランド木材産業の回復を大きく助けた。とはいえ主要輸出産業である木材産業は、1930年代に製

紙・パルプ産業に追い抜かれてしまったのである。1935年までにフィンランドの工業生産は、不況の前の水準を取り戻していた。さらに生産力は、ロシアから独立した後の最初の10年間よりも格段に速い速度で上昇したのであった。^⑧

この時期のフィンランド諸政権は、厳密に正統なデフレーションの政策を守った。とにかくどのようなものであってもリフレーション政策の試みには、国会議員の大部分が反対していただろう。政府は、借入に依存するよりも公共部門の支出を抑制した。つまり政府は、貿易の累積黒字を輸入品買い入れのために使ったり、消費や投資を刺激するために使うよりも、対外債務を完済するほうを選択したのである。1932年に禁酒法廃止に関する国民投票が実施され、同法の廃止支持が僅差で勝った。そして同法は廃止されることになるのだが、このことに関する一つの説得力のある理由は、酒を国家の専売とすることによって、歳入が増加するという見込みがあったことである。^⑨ なお1935年から36年にかけて、国家の税収入の14%がアルコールによるものであった。公的救済事業の実施や農業生産の奨励など、様々な試みが行われた。にもかかわらず1930年から36年にかけての三つの政権すべてが、財政上の健全さの点で際立って優れていたのである。^⑩

フィンランドに隣接するスウェーデンでは、農民党が社民党と1933年に政府協定を締結して、不況を克服するために通貨膨張主義的な政策を行った。1933年に開催されたフィンランド社民党大会では、計画経済の実行を目指した措置が講じられるべきであるという要求がなされたが、諸状況が恵まれたものではなかったとはいえ、フィンランドにおいてそうした政策は、決定されなかったのである。^⑪ 1932年末に農民連盟の

閣僚が、政府の金融引き締め政策に抗議して、スニラ内閣 (Juho Emil Sunila) から離脱した。^⑫以前に農民連盟と社民党は、小農が直面する金融危機を緩和するために、政府になんとかして対策を講じさせようと提携していた。しかしながら社民党は、紙幣の流通を増やすという手法のリフレーション政策を支持することになり気ではなかった。この政策については、借金に苦しんでいる小農たちの‘危機運動’が、農民連盟に採用するように促していたのであった。社民党がリフレーション政策を受け入れることに消極的であったのは、1917年から18年にかけての猛烈なインフレーションの記憶が背後にあったからである。そして社民党は、この政策が乳製品の価格を押し上げることをもくろんでいる——実際に価格は上昇した——のではないかと強く疑っていたのである。とはいえこの価格上昇は、経済の全般的な再生によって相殺されていたかもしれないけれども。スニラ内閣の瓦解によって生じた政権危機の最終結果は、国会少数派政権という以前の型への回帰ということであった。けれどもスニラ内閣の後に生まれた中道政権は、社民党の支持を大いに得て、四年間持ちこたえることができたのである。このキヴィマキ内閣 (Toivo Mikael Kivimaki) は、全くあからさまに資本家や銀行業の利権を生み出そうとしたし、銀行業者の願望に沿った財政・経済政策を追求した。にもかかわらずこの内閣は、社民党にとってまだましな悪であることを意味していた。社民党は、国会少数派の国民連合党——I.K.L.連立内閣という選択肢が現実のものになることを恐れていたのである。^⑬

労働運動は、危機の時代に著しく弱体化していた。例えばS. A. J. (フィンランド労働組合)の組合活動は禁止されていたし、社民党系の

S. A. K. (フィンランド労働組合中央連盟) は、‘西欧的な’方針をとる旨表明したにもかかわらず、数の上では劣っていた。したがって雇用者連盟は、S. A. K.を相手にしていなかったのである。不況のあいだのS. A. K.の役割は、全く守勢に立たされたものであり、雇用者側の団体交渉の打ち切りや拒絶に対して、これを阻止することが全然できなかったのである。⁴³ ストライキ活動は、本当に貧弱なものであったので、1930年から33年までのあいだに、ヴィエンティラウハというスト破りの団体を召集する必要は、一度もなかった。スヴィンビューヴ大統領は、社民党の政権参加について支持しないことを明らかにした。加えて右翼諸政党は、法的実体としての社民党を消滅させるぞと脅しをかけたのである。こうした状況の中で社民党は、キヴィマキ内閣を支持する以外に、選択の余地はほとんどないと思い知ったのであった。政治状況が緊張したため、広範な大衆の支持を享受する内閣の出現を妨げた。1934年に政府の農業政策に関する討論が行われた際に、ある社民党の発言者が、農民連盟と社民党の連立内閣のほうがはるかに現実的だという見解を述べたが、右(right)に執着し続ける農民連盟が、そうした連立構想を除外したのである。社民党は、キヴィマキ内閣に代わる政権の選択肢(国民連合党—I.K.L.連立内閣: 訳者注)を非常に恐れていた。したがって社民党は、キヴィマキが首相にとどまるためには、彼らにとって本来気に食わなかったけれども、次のような政策を支持することさえしたのである。それは、政府の経済政策を監視するための機会を大企業(big business interests)に認めることになる経済会議の設置というような提案である。

しかしながら社民党党員の内部では、国会少

数派内閣を支持し続けることに対する反対が大きくなっていった。社民党のある勢力は、スウェーデン社民党が追求したものと同様の方針に従って、農民連盟とのより緊密なつながりを構築することを望んでいた。他方でカール・ヴィーク(Karl Wiik)のような左翼人や学生社会主義者団体のメンバーは、社会主義的な政策をもっとはっきりと打ち出すように、そして他党との提携には手を出さないように社民党を仕向けようとしていた。‘農民—労働者’同盟という構想は、農民連盟内部でも検討された。しかし同連盟の中には、社会主義者の意図に関する不信任感が、依然として広く行き渡っていたのである。加えて過去に激しい論争をもたらした、生産者と消費者の利害の根本的な不一致ということもまだ存在していたのであった。⁴⁴ 1935年の国会審議で非常に多くの時間をかけた言語問題に対して、社民党は冷淡であったのだが、このことはさらに、民族主義的姿勢の強い農民連盟の不評を買った。⁴⁵ 1936年の社民党大会において同党指導部は、キヴィマキ内閣を引き続き支持していることについて、多くの批判を受けた。結局指導部は、何とか持ちこたえて信任されたのであったが、それは指導部の選挙が行われる前に指導部が、まず適当な機会がありしだい内閣は打倒されるだろうと宣言して、党内の意見を十分に説き伏せたからである。

1933年の国会選挙で社民党は、その議席を66から78に増やした。そして1936年選挙では、83議席を獲得した。この選挙で農民連盟は、53議席を得て国会第二党になった。他方でキヴィマキの進歩党は、わずかに7議席にとどまったにすぎなかったのである。⁴⁶ この選挙結果は、最終的に社民党の指導者ヴァイノ・タンネル(Väinö Tanner)に、いまや新内閣の誕生の

時は熟したと確信させた。社民党は、農民連盟と組閣交渉に入ったが、同時にキヴィマキ内閣を倒す用意があるぞと力づくの態度を見せた。結局のところこの社民党の入閣へ向けた動きは、それ自体問題があったため、失敗したのである。なぜならスヴィンヒューヴド大統領は、社民党の政権参加に反対していたので、——すでに社民党は、入閣を求めるという意向を公に表明していた。——国会少数派内閣（キヴィマキ内閣：訳者注）をさらに留任させることが不可避であったのである。その後1937年2月に行われた大統領選挙において社民党は、選挙人による第二回目の投票で、ストールベリから農民連盟のカッリオ支持へ乗り換えた。これによって社民党は、スヴィンヒューヴドの大統領再選を阻止することに成功したのである。新大統領は、社民党が入閣することに反対しなかった。かくして1937年3月に、進歩党、農民連盟、そして社民党から成る連立内閣が、進歩党カヤンデル（Aimo Kaarlo Cajander）の首班のもとで編成されたのであった。⁴⁸

‘赤一土’カヤンデル内閣⁴⁹は、パリやマドリッドで作り出され、そしてモスクワによって祝福されたたぐいの人民戦線ではなかった。タンネルは、フィンランド国内の共産党の残存者とともに人民戦線を構築するといったような、そうしたあらゆる試みに強く反対していた。さらに社民党は、モスクワの意向に限りなく従おうとする学生社会主義者団体の左派指導者を追放することさえしていたのである。タンネルは、実際の政治よりも民主主義を擁護することについては、あまり関心がなかった（といえ彼は、全く大胆なことにラプア運動に対して反対する旨公然と発言していたのだが）。それゆえ彼は、政府の社会・経済改革を実施するために、農民

連盟との取引に進んで応じようとしたのであった。社民党が入閣して、必要とされる多くの改革が承認された。しかしそのうちのいくつかは、すでにキヴィマキ内閣で実行に移されていたものでもあった。⁵⁰ところが諸改革に関する包括的な政策が欠如していたこと、農民と消費者のあいだで利害が対立したこと、そして社民党は、政府の中でまさに‘試運転中’（on trial）であったという事実が、カヤンデル内閣を同時期のスウェーデンの内閣とは全く異なった範疇に位置づけたのである。なぜならばカヤンデル内閣と同時期のスウェーデンのペル・アルビン・ハンソン内閣（Per Albin Hansson）⁵¹は、福祉国家の創出に向って最初の一步をすでに踏み出していたからである。ところがカヤンデル内閣が示した経済、社会あるいは財政分野における改革のしるしは、わずかなものでしかなかったのである。

カヤンデル内閣は、その目標の一つを表明することはした。それは、民主的な秩序の強化ということである。1938年に国会は、I. K. L. を非合法化するという農民連盟のウルホ・ケッコネン内務大臣（Urho Kaleva Kekkonen）によって出された命令を承認した。しかしながら後になってこの命令は、裁判所で無効になったのであった。当時の形勢は、すでにキヴィマキ内閣の時に、極右勢力に不利なものに変わり始めていた。同内閣は、政治的目的のために扇動を行ったり、一様な服装を着用することを禁じる法律をすでに承認していたのである。⁵² 主要なブルジョワ政治家の多くが、I. K. L. を反民主主義的だと非難していた。ところで1934年にパーシキヴィ（Juho Kusti Paasikivi）が、政治の現場に戻ってきていた。⁵³ そして一年がたたぬうちにパーシキヴィは、国民連合党をI.

K. L. との提携から切り離す方向へ導いたのである。1935年末にエストニアにおけるクーデタの立案に、I. K. L. の青年組織「シニムスタト」(*Sinimustat*、「青・黒」) が関与したことは、国民連合党を含むすべての他の政党から広く非難された。かくて I. K. L. は、いささか迫力不足なファシズムの模造品として、さらなる孤立へ押し流されていったのである。^②

右翼の権威主義は、ブルジョワ諸政党によって拒絶されたけれども、当時のフィンランド政界は右翼にしっかりと根を下ろしていた。したがってブルジョワ進歩派を含めた人民戦線を作り出そうとする共産党の試みは、乏しい成果しか得られなかったのである。成果としてあげるとすれば、共産主義者のトイヴォ・アンティカイネン (Toivo Antikainen) という人物に対する支援を集めるために、人権団体が設立されたことであろう。彼は、どちらかという根拠は疑わしいものであったのだが、1922年にカレリアで戦争が行われている時に発生した殺人の罪で、1934年に告発されたのであった。彼については、1936年に当然の結末を迎えたのである。^③ 1930年代を通して、共産党員の逮捕や裁判が続いた。キヴィマキ内閣の農業大臣ですらも警察の嫌疑を免れることはできなかった。なぜなら彼のことが、共産党の人民戦線活動に関する秘密の覚書の中で暴露されていたからである。^④ 社民党は依然として嫌がらせを被っていたし、疑念の目で見られていた。しかしともかくカヤンデル内閣への社民党の入閣は、ヴァイノ・タンネルの決定によるところが大きかったのであって、同様に非社会主義政党がそうした連立を積極的に検討したことも大きかったと言えよう。

原 注

- 1) *Presidentin päiväkirja II. Lauri Kristian Relanderin muistiinpanot vuosilta 1928-1931*, ed. E. Jutikkala, Helsinki, 1968, pp. 350-1
- 2) イタリア民族主義者が疎外されたことについては、H. Rogger and E. Weber (eds.), *The European Right*, London 1965 所収のイタリアに関するサラディノ (S. Saladino) の論文 (pp. 208-60) を見よ。さらにフィンランドについては、同前書所収のリンタラ (M. Rintala) の論文 (pp. 408-42) を見よ。
- 3) 1921年から22年にかけての政情不安については、まだなお詳細な調査が待たれるところである。最近トゥオモ・シレンティは、リタヴォオリの殺害は右翼の陰謀の一部であったかもしれないが、しかし証拠は状況から導き出されたものであると述べている。T. Silenti, 'Toimiko ampuja yksin vai oliko hänen takanaan salaliitto kun Suomessa vuonna 1922 tehtiin ministerin murha' (1922年のフィンランドで大臣が殺害された時、暗殺者は一人だったのかそれとも彼の背後に秘密の同盟があったのか), *Helsingin Sanomat*, 10 July 1977.
- 4) J. Hampden Jackson, *Finland*, London 1940 (revised edn.) p. 160.

訳 者 注

- ① 「青-黒」「赤-土」とは、内閣を構成する政党のイデオロギーを表している。「青」は保守の

国民連合党、「黒」はファシズムの I. K. L.、「赤」は社会主義の社民党あるいは共産党、「土」は農業の農民連盟をそれぞれ表している。

- ② レランデルの日記の注記によれば、le Bon とは、フランスの社会学者 Gustav Le Bon (-1931) のことであった。Presidentin Päiväkirja II, Lauri Kristian Relanderin muistiinpanot vuosisalta 1928-1931, Julkaisut Eino Jutikkala, Weilin+Göös, 1968, s. 351. Le Bon は、個人の意識よりも共同体の意識を優先すべきであることを主張したとされている。Grand Dictionnaire Encyclopédique Larousse tome 9, Librairie Larousse, 1984, p. 6184.
- ③ 本文中の「政治的、経済的危機」とは、1910年代末から30年代にかけて起きた保守勢力と共産主義勢力の対立や労使紛争、そして独立後に生じたインフレーションなどを指しているものと思われる。デービッド G. カービー著、坂上宏訳「20世紀のフィンランド」(5)、『九州情報大学研究論集』第6巻第1号、2004年、153-164ページおよびデービッド G. カービー著、坂上宏訳「20世紀のフィンランド」(6)、『九州情報大学研究論集』第7巻第1号、2005年、83ページ。
- なおラプア運動については、前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑥⑩、181-183ページも参照ありたい。
- ④ フィンランド共産党は、1918年の内戦で敗れた社民党左派によって、同年8月にモスクワで結成された。同党の指導部はソ連に置かれ、非合法的活動を通じてフィンランドにおける革命の実現を目指した。しかしフィンランド国内などで活動していた分派グループは、非合法的活動だけではなく、議会を通じて勢力の拡大を図るという合法的活動の必要性も主張した。当時の共産党内部の路線対立については、同前拙訳、訳者注⑤⑪、176-177ページを見よ。
- ⑤ 「鉄鋼産業と港湾施設における労働争議」については、同前拙訳、訳者注⑨⑫、180-181ページを

見よ。

- ⑥ 1929年1月に「プロフィンテルン」(共産主義労働組合インターナショナル)は、ストラスブール(Strasbourg)において、次のような方針を決定した。例えば共産党が実権を握る労組は、革命の原則に従って活動すべきであること、ストは共産主義者の手に委ねられるべきこと、社会民主主義を厳しく排斥すべきこと、などである。Pirjo Ala-Kapee, Marjaana Valkonen, Yhdessä Elämä Turvalliseksi, SAK:laisen Ammattiyhdistysliikkeen Kehitys Vuoteen 1930, SAK, 1982, ss. 734-735.
- ⑦ 1928年2月に開かれたこのコペンハーゲン会議には、フィンランドから S. A. J. 幹部のペッカラ(Eino Pekkala)、トゥオミネン(Arvo Tuominen)、ファーゲルホルム(Karl August Fagerholm)が出席した。この会議では、相互友好・協力協定が締結されたが、この協定は、労働者階級の資本家階級に対する対決姿勢を鮮明に謳っており、併せて帝国主義勢力によるソ連に対する戦争の危険に備えるべきであることを唱えていた。S.A.J.内部では社民党勢力が、このような革命闘争とソ連の立場を強く擁護する協定の締結に反対しており、このコペンハーゲン会議でもファーゲルホルムが反対した。Ibid, ss. 736-738.
- ⑧ S. A. J. における共産党と社民党の対立については、前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑥⑬、178-180ページも参照ありたい。
- ⑨ S. A. J. は、1929年11月16日にゼネストを宣言した。その目的は、本文でも述べられている通り、タンミサーリの強制労働施設に収容されている政治犯が、11月11日に始めたハンガーストライキに対して支持を表明することであった。S. A. J. は、政治犯の過酷な扱いに強い関心を持っていたのである。そして全国各地で抗議集會が開催された。フィンランド共産党の状況認識は、事態は革命に向かって動いているというもので

あったので、同党は、ストの動きを革命へ発展させようとしたのであった。

ところが社民党執行部は、労働者のスト参加を禁止する旨声明した。社民党によれば、ストは雇用の喪失と失業の増加をもたらすことになり、その意味においてスト宣言は、労働者階級への犯罪にほかならないのであった。社民党に加えて、製紙産業労働者連盟や鉄道労働者連盟などいくつかの労組団体も、加入者がストへ参加することを禁じた。結局ストは失敗に終わった。これにより S. A. J. における共産党勢力と社民党勢力の対立は、さらに深刻になったのであり、同時に社民党勢力の S. A. J. からの脱退は、もはや避けられないものとなったのである。Ala-Kapee ja Valkonen, *op. cit.*, ss. 765-768.

- ⑩ 1929年春の国会選挙の結果については、前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注④⑨、175ページを見よ。
- ⑪ カッリオ内閣の反共政策については、同前拙訳、訳者注⑥⑩、181-183ページを見よ。
- ⑫ 「フィンランド自警連盟」の最初のメンバーには、後に大統領になるスヴィンヒューヴドやマンネルヘイムらがいた。同連盟創設時の文書には、共産党の危険性が記されていた。Veikko Huttunen, *Kansakunnan Historia 6*, WSOY, 1968, s. 403.
- ⑬ 「ヴィエンティラウハ」については、前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑤⑨、180-181ページを参照ありたい。
- ⑭ これはカッリオ首相が、表面的にはラプア運動の暴力的な側面に同意していなかった、という意味であろう。
- ⑮ ヴァーサにおけるラプア運動の破壊活動およびスヴィンヒューヴドの首相就任の経緯については、同前拙訳、訳者注⑥⑩、181-183ページも参照ありたい。
- ⑯ ヴィッランコスキによれば、この拉致事件が起きた日付は7月5日である。なお拉致された

人物は、共産党系の社会主義労働者党と小農党グループに所属する国会議員のペッカラ (Eino Pekkala) とロトコ (Jalmari Rötö) であった。Pentti Virrankoski, *Suomen historia 2*, SKS, 2001, s. 814. Osmo Jussila, Seppo Henttilä, Jukka Nevakivi, *Suomen Poliittinen Historia 1809-1995*, WSOY, 1996, s. 145.

- ⑰ このとき拉致された人物は、社民党のハッキラ (Väinö Hakkila) であった。彼は、本文中では国会の議長となっているが、ヴィッランコスキによれば、副議長であった。Virrankoski, *op. cit.*, s. 812.
- ⑱ ストールベリ夫妻の拉致事件については、前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑥⑩、181-183ページも参照ありたい。
- ⑲ 本文中の「諸提案」の具体的内容については不明であるが、本文で言及されている共産党対策の法案を指すのかもしれない。カッリオ内閣は、1930年7月1日の特別国会において、共産主義者を取り締まるための「国家保安法案」と「共産主義者法案」を提出している。同前拙訳、訳者注⑥⑩、181-183ページ。
- ⑳ ロシア統治下の1914年に、フィンランド総督ゼイン (Frans Albert Seyn) は、当時地方判事であったスヴィンヒューヴドが、ロシアの検察官に書類を送付することを拒否したという理由で彼を更迭しようとした。しかし彼は辞職を拒んだため、ロシアの警察に逮捕され、シベリアへ送致されたのであった。流刑生活は1917年まで続いた。Virrankoski, *op. cit.*, s. 699.
- ㉑ 「アクティヴィスト」とは、「積極的抵抗主義者」のことであり、フィンランド語では「アクティヴィステイ」(*Aktivisti*) と言う。彼らは、ロシア統治時代末期における対ロシア抵抗運動の一勢力であった。彼らは、ロシアの革命運動に乗じて、フィンランドの解放を目指した。第一次大戦期にはドイツと提携し、フィンランドの若者を志願兵としてドイツへ送り込んで、軍

事訓練を受けさせた。こうした志願兵は、本文中で言及されている通り「イエーガー隊」(フィンランド語では「ヤーカリ隊」*Jääkäri*) と呼ばれている。イエーガー隊の兵士は、1918年のフィンランド内戦で保守側の白衛隊に参加した。アクティヴィストやイエーガー隊は、総じて反ロシア・反共産主義の姿勢が強かったと言えよう。アクティヴィストについては、デービッド G. カービー著、坂上宏訳「20世紀のフィンランド」(2)、『九州情報大学研究論集』第3巻第1号、2001年、訳者注⑬、141ページ、イエーガー隊については、デービッド G.カービー著、坂上宏訳「20世紀のフィンランド」(3)、『九州情報大学研究論集』第4巻第1号、2002年、130ページを参照ありたい。

本文中の「民族的エトス」とは、フィンランドにおける反ソ連・反共産主義的感情を指すのであろうか。いずれにせよ内戦後に保守勢力が政権を握ったフィンランドでは、そうした感情が醸成・増幅されていったことは確かであろう。

- ⑳ 「タルトゥ講和交渉」とは、1920年に行われたフィン・ソ間の講和交渉のことである。フィンランド側は、カレリア人の民族自決権について要求したが、ソ連側は内政干渉であるとの理由で、この要求を拒否した。デービッド G. カービー著、坂上宏訳「20世紀のフィンランド」(4)、『九州情報大学研究論集』第5巻第1号、2003年、177-178ページ。
- ㉑ 第一次ヴェンノラ中道内閣の時に恩赦法が成立して、赤衛隊捕虜の恩赦が実現した。当時の国会第一党社民党は、恩赦の実現に積極的であり、同内閣を構成していた進歩党や農民連盟もどちらかと言えば肯定的姿勢であった。前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑭、173ページ。
- ㉒ 1921年11月に始まったカレリア人の民族蜂起には、最大で3,000人が参加した。フィンランドからは志願兵として、およそ500人が加わった。

彼らは、森林ゲリラとしてカレリアをソ連から解放するために戦い、ソ連兵士が700人程度しかいなかった *Vienan-Karjala* や *Pohjois-Aunus* などの地域の征服に成功した。しかしながら彼らは、約13,000人のソ連軍が攻勢をかけるに及んで、持ちこたえることができず、結局この民族蜂起は、1922年2月に失敗に終わったのであった。

蜂起グループは、フィンランドから援助を期待したけれども、それは実現しなかった。当時のヴェンノラ内閣は、国際連盟などを通じてソ連側の強硬な姿勢を非難してきたものの、公式には中立の立場をとり、この蜂起に対して軍事援助などをするとはなかった。Huttunen, *op. cit.*, ss. 311-312.

- ㉓ リタヴオリ内相は、フィンランド人が志願兵としてカレリアの民族蜂起に参加することに反対であり、彼らが帰国すると投獄するなど厳しい措置をとった。さらに彼は、極左のみならず極右勢力も国家の民主主義制度に適応していないと批判していた。こうしたことで彼は、右翼・民族主義勢力から憎悪的となり、1922年2月14日に狂信的な人物とされるタンデフェルト (*Knut Ernst Robert Tandefelt*) によって暗殺されたのであった。Virrankoski, *op. cit.*, s. 780. Huttunen, *op. cit.*, ss. 313-314.
- ㉔ 「自警団」は、反労働運動・反ロシアを主眼としており、もともと民間人からなる自発的な組織であった。1918年になって法律で設置が定められた。自警団の役割については、必要とされれば適切な軍事的な支援を当局に対して行う旨法律で規定されていたが、詳細については定められていなかった。なお自警団は、軍事活動だけでなく、地域住民の文化・余暇活動でも一定の役割を担っていた。前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑮、172-173ページ。
- ㉕ 自警団の人事問題をめぐる対立について補足しておきたい。本文でも言及されている通り政

府は、自警団最高司令官フォン・エッセン (G.D. von Essen) に対して、ヘルシンキ地区司令官フォン・ゲリック (Paul von Gerich) を更迭するよう命令した。その理由は、ゲリックが1921年6月9日付『ヒューヴドスタツズブラデット』紙 (*Hufvudstadsbladet*) に、対外政策に関して政府を批判する記事を書いたためというものであった。

ところがエッセンは、政府が自警団の内部問題に介入しているという理由で、この命令を拒否したのである。これに対してストールベリ大統領は、エッセンを解任し、新たにベリ (Karl Berg) を自警団最高司令官に任命するという強い姿勢で応じたのであった。右翼勢力からは、政府の対応が厳しすぎるなどの批判や不満が寄せられた。批判の矛先は、リタヴオリ内相やホルステイ外相 (Rudolf Holsti) にも向けられた。

その後自警団代表者会議は、エッセンを再び最高司令官に選出したが、これは政府によって却下された。さらに本文でも述べられている通り、自警団に対する大統領の権限が強化され、自警団を大統領の直接的な指揮下に置くことが定められた。なおこれ以前の自警団は、国防相の監督下におかれていた。

次に自警団代表者会議は、‘建国の英雄’マンネルヘイムを最高司令官候補に選出した。ところがストールベリ大統領やヤランデル戦争相 (Bruno Jalander) が、これに反対した。ストールベリは、マンネルヘイムが自警団という軍事組織を統率することで、その存在が強大化することを恐れていたのであった。マンネルヘイムは、最高司令官就任に同意していただけない、この政府の対応に失望し、怒ったという。この後自警団代表者会議は、民間出身のサースタモイネン (Armas Saastamoinen) を最高司令官候補に選出したが、これも政府によって却下された。

暗礁に乗り上げた状況の中で、スヴィンヒュー

ヴドが事態の打開に乗り出すことになった。彼は、政府と自警団の双方から信頼されており、調停役としては適していた。

この後妥協策として、マルムベリ (Lauri Malmberg) の最高司令官就任、併せて自警団の自治拡大、ヤランデル戦争相の辞任ということで合意された。かくして自警団の人事問題をめぐる対立は、1921年9月中旬に収束に向かったのであった。この人事問題では、自警団内部で政府批判が過熱し、反乱計画でさえも公然と語られたのであった。本文中の「危機的状況」とは、この反乱計画のことを指しているのだろうか。Huttunen, *op. cit.*, ss. 342-345. Jussila, Hentilä, Nevakivi, *op. cit.*, ss. 131-132.

㊸ ストールベリの後継大統領は、レランデルであった。彼は本文で述べられている通り、ラブア運動に対して肯定的であった。

㊹ ニウッカネンは、ストールベリの暗殺やヘルシンキでの反乱といった事態を避けるために、スヴィンヒューヴドが次期大統領に就任することが必要だと農民連盟の選挙人団へ告げている。Huttunen, *op. cit.*, s. 452.

本文で述べられている1931年の大統領選挙 (2月15日選挙人投票実施) では、第一回目の選挙人投票で決着がつかず、第二回目の投票では下記の通りストールベリが多数を集めたが、過半数には届かなかった。

ストールベリ149票 (社民党、進歩党、スウェーデン人民党7票)

スヴィンヒューヴド98票 (国民連合党、スウェーデン人民党18票、農民連盟16票)

カッリオ53票 (農民連盟)

そして第三回目の投票で、農民連盟の53票がスヴィンヒューヴド支持に回ったため、151票—149票の僅差でスヴィンヒューヴドがストールベリを破って、大統領に当選したのであった。Huttunen, *op. cit.*, ss. 451-453.

⑩ 本文で言及されている得票率は、国民による大統領選挙人選挙で、各党が獲得した票の割合のことを指しているものと思われる。この選挙人選挙は1931年1月に実施された。各党が獲得した選挙人の数は下記の通りである。

社民党	90人
農民連盟	69人
国民連合党	64人
進歩党	50人
スウェーデン人民党	25人
小農党	2人

Ibid, s. 451.

なお1994年以前のフィンランド大統領選挙は、いくつかの例外があるが、基本的には有権者が選挙人を選出し、選挙人が大統領を選出するという間接選挙方式を採用していた。

⑪ 反乱勢力による内閣退陣要求について補足しておきたい。実際のところ、当時この要求が望ましいものだと考える人たちは、少なからずいたようであり、例えばマンネルヘイムやマルムベリ自警団最高司令官なども、内戦に至る事態を避けるため、内閣の交代が必要だと考えていた。

「ヴァルデン首相案」について、ヴァルデン自身は、もしマンネルヘイムが軍の最高責任者の地位に就くならば、組閣に着手する用意がある旨スヴィンヒューヴド大統領に伝えていた。しかしながら政府側は、マンネルヘイムが反乱の背後にいるのではないかと疑っており、反乱勢力の要求には応じなかった。*Ibid*, s. 455。「マンツァラ反乱」の経緯については、前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑩、181-183ページも参照ありたい。

⑫ マンツァラ反乱の容疑者の処遇についてふれておきたい。反乱終結後、国会は100票—67票で、恩赦法に基づき反乱の首謀者以外の人間の罪を問わないことを決定した。一方でヴァッレニウス、コソラなど首謀者30人は逮捕され、司法の

審理に委ねられることになった。

ところが逮捕された者は、ハンガーストライキを行い、それによって大衆的な運動を再び起こそうとしたのである。フットゥネンによれば反乱勢力は、閣僚や国会議長、そしてマンツァラ反乱の鎮圧の指揮をとったシフヴォ元帥(Aarne Sihvo)を拘束することを計画していたという。このハンガーストが圧力となり、容疑者は釈放されることとなったが、当然ながらこの措置は物議を醸し、閣僚二人が辞任に追い込まれたのである。*Ibid*, s. 463.

⑬ 著者カービーは、I. K. L. が1932年4月10日に創設されたと述べているが、ヴィツランコスキは同年6月としている。またフットゥネンは、I. K. L. の綱領が6月5日に採択されたと記している。

本文で述べられている通り I. K. L. は、ラプア運動の流れを汲む反共・極右団体であり、ドイツのナチスやイタリアのファシストを模範としていた。I. K. L. が反スウェーデン人的姿勢をとった理由の一端には、「一言語、一国民」という純フィンランド人主義を標榜する「カレリア学徒会」のメンバーを内部に抱えていたこととも関係があるだろう。Virrankoski, *op. cit.*, s. 822. Huttunen, *op. cit.*, s. 464. 前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑩、181-183ページ。カレリア学徒会については、同前拙訳、訳者注⑧~⑬、166-168ページを参照ありたい。

⑭ ここで言及されている政府は、後の文章でも取り上げられている第二次スニラ内閣(1931年3月21日~1932年12月15日、農民連盟、進歩党、国民連合党、スウェーデン人民党、非政党)を指しているものと思われる。同内閣は、ラプア運動や農業支援、また歳入の減少などの困難な問題に直面した。特に農業対策は、同内閣の致命傷となった。フットゥネンによれば農民連盟の閣僚は、負債を抱えた農民を支援するため、利子率の統制を提案したが、他党の閣僚が合意

しなかった。この閣内不一致が、内閣の辞職につながったのである。Huttunen, *op. cit.*, s. 464.

③⑤ これは、当時の農民連盟の有力者スニラ首相を中心とする勢力と、後に大統領になるカッリオの勢力の確執を指しているのであろうか。

Presidentin Päiväkirja II, op. cit., ss. 92-94.

③⑥ 参考までに生産額の推移を記しておく。

	工業全体	木材加工	製紙
1917年	6,895,000	647,000	752,000
1927年	53,406,000	11,297,000	7,810,000
1930年	49,408,000	6,382,000	7,531,000
1932年	42,804,000	5,895,000	8,420,000
1935年	57,377,000	7,720,000	10,112,000

(単位はマルッカ)

上記の数字は、1920年代から30年代にかけて工業生産が下降したことを示している。また同時期に木材加工部門と製紙部門が逆転したことも示している。Kaarina Vattula (toimi), *Suomen taloushistoria 3, Historiallinen tilasto, Tammi*, 1983, ss. 134-138.

③⑦ 禁酒法の廃止については、前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(6)、訳者注③⑦、97-99ページを見よ。

③⑧ 1930年から1940年にかけてのフィンランドの国家債務額は以下の通り。

1930年	3,800.3
1931年	6,195.7
1932年	6,222.9
1933年	4,753.5
1934年	4,878.6
1935年	4,628.8
1936年	4,399.5
1937年	4,399.5
1938年	4,045.7
1939年	6,071.3
1940年	17,031.1

(単位は百万マルッカ) Vattula, *op. cit.*, s. 359.

1939年と1940年に債務額が急激に増加したのは、対ソ連戦争(「冬戦争」Talvisota, 1939年11月30日~1940年3月13日)が関係しているものと思われる。

③⑨ 1933年5月にタンペレにおける社民党大会で採択された綱領には、「資本主義生産制度の発展に対して、“計画に基づく”社会主義生産制度の発展のため戦う」ことが謳われていた。さらに国営や自治体経営の公営企業や協同組合に基づく国家資本主義は、社会主義計画経済に移行するための重要な段階であると位置づけられた。Hannu Soikkanen, *Kohti Kansan Valta I, 1899 - 1937, Suomen Sosialidemokraattinen Puolue 75 vuotta*, 1975, SDP, s. 538, 541.

④⑩ 上記④⑨を見よ。

④⑪ キヴィマキ内閣(1932年12月15日~1936年10月7日)の連立構成は、進歩党・農民連盟・国民連合党・スウェーデン人民党の四党で、本文では中道内閣とあるが、中道保守内閣と見なしたほうがより正確かと思われる。

フットゥネンによれば、キヴィマキ内閣は、社民党のみならず保守政党やスヴィンヒューヴド大統領など左右両方の勢力から支持された。特にキヴィマキは、当時の社民党の国会議員団委員長で、同党党首も務めたタンネルを信頼していたようである。彼は、政府が困難な問題に直面すると、常にタンネルと話し合い、お互いに理解を得たと述懐している。またタンネルも、社民党内部ではキヴィマキに反対する者もあつたが、自分は全面的に政府を支持しようとしたと述べている。Huttunen, *op. cit.*, ss. 464-466.

④⑫ S. A. J. は1906年に結成された。その内部では、共産党系勢力と社民党系勢力の主導権争いのためしばしば紛糾し、結局共産党系が実権を握つた。1920年代後半になって政府の共産党弾圧が激化し、1930年に S. A. J. は非合法化された。一方 S. A. K. は、同年に S. A. J. から離脱した社民党系の労組によって結成された。前掲拙訳

「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑤⑦・⑤⑧、178-180ページ。

- ④③ 1933年国会選挙の後に、社民党の中で農民連盟との連立内閣構想が取りざたされたが、国内で右翼運動が激化したため、同党内部では、入閣することに消極的な意見が出ていた。また特に党内の左派は、階級闘争という立場に照らして入閣に異議を唱えていた。したがって1933年の時点で同党の有力者タンネルは、入閣は時期尚早と考えていた。

他方で当時の農民連盟には、左翼イデオロギーに対する抵抗感が根強くあった。さらに社民党が軍や自警団の存在を認めることに消極的であったことも、農民連盟にとって同党との提携に踏み切れない一つの要因であった。Huttunen, *op. cit.*, ss. 474-475.

- ④④ 言語問題とは、公用語をそれまでの二言語(フィンランド語とスウェーデン語)から一言語(フィンランド語)に統一することに関する賛成派と反対派の対立を指す。詳細については、前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑨～⑫、166-168ページを参照ありたい。
- ④⑤ 1933年と1936年の国会選挙の結果については、同前拙訳、訳者注⑤③、175-176ページを見よ。
- ④⑥ 1937年大統領選挙およびカヤンデル内閣成立の経緯については、同前拙訳、訳者注⑤③、175-176ページも参照ありたい。なお同内閣には、スウェーデン人民党および非政党出身者も参加している。
- ④⑦ 上記①を参照。
- ④⑧ そうした社会改革の例としては、「国民年金法」や「出産手当法」の成立などがあげられる。Huttunen, *op. cit.*, s. 501.
- ④⑨ ハンソンは、スウェーデン首相を四度(1932年—1936年、1936年—1939年、1939年—1945年、1945年—1946年)務めた。
- ④⑩ これらの法律について補足して説明する。1933年7月に、軍事的団体の創設を禁止する法

律が成立した。翌8月には、公務員が勤務中に政党団体に関わるような服装やマークを身につけた場合処罰する旨決定された。この決定が、1934年にI. K. L. 所属の国会議員が、黒シャツを着て国会審議に出席したことに対して適用された。さらに同年、いわゆる扇動法が成立した。これによって、根拠のない情報や発言を公に流すことや国会、政府、公共機関を中傷誹謗することが禁止された。さらに武力をもって国家や国家組織を支配下に置くこと、対外関係を損なうこと、宗教・道徳的原則を侵害すること、そして国民的記憶を侮辱することも禁止された。

Ibid, s. 470.

- ④⑪ パーシキヴィは、1934年に国民連合党の党首に就任した(～1936年)。
- ④⑫ 1936年の国会で、「シニムスタト」の活動状況について審議が行われた。そしてシニムスタトが、いくつかの高等学校で扇動活動を行ったという理由で、解散要求が提出された。これを受けて政府は、次のような命令を下した。それは、第一に高等学校の生徒がシニムスタトのメンバーになることを禁止する、第二に学校内でシニムスタトの活動全般に参加すること、あるいは外部で政治活動に加わることを禁止する、というものであった。この命令によってシニムスタトは、その活動を継続することを阻止されたのである。*Ibid*, s. 473.

なおシニムスタトは、I. K. L.の青年組織であり、その綱領には、「戦士として成長する」という文言があるとおり、軍隊的精神に強く根差していた。*Ibid*, s. 466. I. K. L.については、前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑥⑩、181-183ページも参照ありたい。

- ④⑬ フットウネンによれば、フィンランド共産党は、1933年頃から徐々にその戦術を変化させていった。つまりそれまでの孤立した地下活動から、人民戦線を形成するために、労働者や小農、市民さらには自由主義的なブルジョワにまで勢

力の浸透を図っていたのである。この戦術の変化と関連していることは、1935年にコミンテルンが、各国の共産主義政党に対して、ファシズムに対抗するために人民戦線を結集せよと通達したことであろう。

次にアンティカイネンに関してであるが、彼はコミンテルンのエージェントとして活動した人物であり、1918年にはソ連に赴いて、フィンランド共産党結成に参加していた。さらに同党の地下活動にも関与していた。このことで彼は、フィンランド官憲に逮捕され、死刑を求刑されたのである。しかし1935年に、死刑に反対する10万人以上の署名が集められた。その後アンティカイネンに対して、国家反逆罪で8年間の刑、さらにマルヨ・ニエミ (Marjo Niemi) という自警団のメンバーが東カレリアで焼殺されたことに関与したため無期刑の判決が下った。なおアンティカイネンの身柄は、1940年のフィンランド・ソ連戦争 (冬戦争) 終結に伴い、ソ連へ引き渡された。本文中の「当然の結末」(a natural end) が何を指すのかは、残念ながら不明である。Huttunen, *op. cit.*, ss. 484-486.

- ⑤④ この「覚書」問題について補足したい。「覚書」とは、中央警察の極秘文書のことである。その内容は、共産党が人民戦線を形成するために、社民党や保守勢力の団体、そして著名人や学者の間に影響力の浸透を図っていることを具体的に団体名や個人名をあげて警告するものであった。そしてそのリストの中にキヴィマキ内閣のユティラ農業大臣 (Kalle Teodor Jutila) が含まれていたのである。

自分の所属する団体が、共産党の影響を受けているとは知らない者も多かったため、この覚書が明るみに出て事態は紛糾した。またユティラは、覚書に関してキヴィマキに説明を求めたが、満足のいくものではなかったため、1936年9月25日に農業大臣を辞任した。なおキヴィマキは、「ユティラが人民戦線に関与しているとい

うのは、単なる仮定だ」と述べて、自分の内閣と人民戦線のつながりを否定した。Ibid, ss. 476-477.